

平成18年度 国立特殊教育総合研究所セミナーⅠ 資料

テ ー マ

一人一人の子どもの特別な 教育的ニーズに応えるために

—小・中学校が担う特別支援教育と盲・聾・養護学校の役割—

期 日 平成19年1月16日(火)～1月17日(水)

会 場 国立オリンピック記念青少年総合センター

The National Institute of Special Education

主 催 独立行政法人
国立特殊教育総合研究所

目 次

趣旨及び日程等			1
---------	--	--	---

基調講演

「小・中学校の今日的課題と特別支援教育」			5
東京都練馬区立光和小学校長	寺崎 千秋		

全体シンポジウム

「小・中学校が担う特別支援教育の課題と展望」

[シンポジスト]	東京都世田谷区立東深沢小学校長	田中 誠	9
	徳島県徳島市教育委員会指導主事	木津 実穂	11
	東京都立八王子養護学校長	岩井 雄一	14
	東北大学医学部教授	末永カツ子	16

課題別シンポジウム

「一人一人の子どもの特別な教育的ニーズに応えるために」

課題別シンポジウム（1）

・一人一人のニーズに応える学級経営

[シンポジスト]	埼玉県さいたま市立芝原小学校教諭	小林アエ子	19
	神奈川県横浜市立寺尾小学校長	北村 克久	22
	静岡県立東部養護学校教諭	飯田 和子	25

課題別シンポジウム（2）

・一人一人の学ぶ力を育む教科指導

[シンポジスト]	東京都三鷹市立高山小学校教諭	松本美代子	28
	東京都三鷹市立南浦小学校教諭	草野久美栄	30
	滋賀県湖南市特別支援教育巡回相談員	松尾 玲子	33

趣 旨 及 び 日 程 等

一人一人の子どもの特別な教育的ニーズに応えるために —小・中学校が担う特別支援教育と盲・聾・養護学校の役割—

趣 旨

国立特殊教育総合研究所では、我が国の特殊教育研究の動向や最新研究の普及、及び今日的課題や今後進むべき方向を探るとともに、開かれた機関として本研究所の諸活動の理解啓発と、障害のある子どもの教育内容・方法・技術等の諸問題について広く情報交流を行うことを目的としてセミナーを開催しています。

今回のセミナーでは、学校教育法の一部改正に伴い、平成19年4月より特別支援教育が明確に位置付けられることを受けて、小・中学校が担う特別支援教育を、福祉・医療等の諸領域との関連から見つめ、また、これまで特殊教育が培ってきた教育的資産がどう活かされ、小・中学校の特別支援教育の充実に貢献できるかを、教育全体の視野から、関係者及び参加者と共に考えていきたいと思ひます。

国立特殊教育総合研究所セミナーⅠ ワーキンググループリーダー 笹本 健

日 程

(第1日目) 平成19年1月16日(火) (カルチャー棟大ホール)

12:00 13:00 13:20 14:45 15:00 17:15

	受付	開会	基調講演	休憩	全体シンポジウム
--	----	----	------	----	----------

(第2日目) 平成19年1月17日(水) (カルチャー棟大ホール)

9:30 10:00 12:15 13:15 15:30 16:00

受付	課題別シンポジウム(1) (学級経営)	休憩 (昼食)	課題別シンポジウム(2) (教科指導)	まとめ	
----	------------------------	------------	------------------------	-----	--

プログラム

基調講演

「小・中学校の今日的課題と特別支援教育」

講 師：寺崎 千秋 氏（東京都練馬区立光和小学校長）

今、小・中学校で進められている教育改革と、小・中学校の教育課題について、今後、特別支援教育を進めるための諸課題と関連付けて、お話しいただく予定です。

全体シンポジウム

「小・中学校が担う特別支援教育の課題と展望」

教育改革が進められる中、小・中学校では、様々な教育課題に直面しています。特別支援教育の実現は、それら諸課題と関連付けて行うことが不可欠です。

このシンポジウムでは、小・中学校の現状と課題を確認し、小・中学校が担う特別支援教育の在り方について、関係の方々と考えていきます。

まず、小・中学校の立場から教育現場の現状と特別支援教育を進めるための課題について、続いて、教育行政、盲・聾・養護学校、福祉領域のそれぞれの立場からお話いただき協議を深めます。

最後に、協議全体を踏まえ、保護者、研究者の立場からの意見を交え、小・中学校が担う特別支援教育について全体を整理していきたいと思えます。

（シンポジスト）

- 小学校における特別支援教育推進における現状と課題
田中 誠 氏（東京都世田谷区立東深沢小学校長）
- 子ども一人一人の育ちを地域で支援するネットワークづくり
－徳島市特別支援連携協議会の取り組み－
木津 実穂 氏（徳島県徳島市教育委員会指導主事）
- 小・中学校が担う特別支援教育の課題と展望
岩井 雄一 氏（東京都立八王子養護学校長）
- 地域の医療・福祉と特別支援教育
末永カツ子 氏（東北大学医学部教授）

（指定討論者）

野澤 和弘 氏（全日本手をつなぐ育成会）
真城 知己 氏（千葉大学教育学部助教授）

司 会 西牧 謙吾 （国立特殊教育総合研究所）

課題別シンポジウム

「一人一人の子どもの特的な教育的ニーズに応えるために」

総合司会 當島 茂登 (国立特殊教育総合研究所)

・課題別シンポジウム(1) [一人一人のニーズに応える学級経営]

特別な教育的ニーズのある子どもに対し個別的な配慮や支援を行うためには、学級を育てることが大切です。学級の子どもたち一人一人に活躍の場があり、良さが認められ、自己肯定感を高めていくためには、どのような学級経営が望ましいのでしょうか。個別的な支援と学級集団への指導について、小学校長、学級担任そしてセンター的機能としてサポートする養護学校のそれぞれの立場からの実践報告を通して、子ども一人一人のニーズに応える学級経営について考えていきます。

(シンポジスト)

- 一人一人のニーズに応える学級経営
北村 克久 氏 (神奈川県横浜市立寺尾小学校長)
- 「だれにでも、得意なこと不得意なことがある。」～個性を認める学級経営～
小林アエ子 氏 (埼玉県さいたま市立芝原小学校教諭)
- 「一人一人のニーズに応える学級経営」をサポートする
飯田 和子 氏 (静岡県立東部養護学校教諭)

(指定討論者)

松村 茂治 氏 (東京学芸大学総合教育学科教授)

司会 笹森 洋樹 (国立特殊教育総合研究所)

・課題別シンポジウム(2)

[一人一人の学ぶ力を育む教科指導]

特別な教育的ニーズのある子どもへの支援は、安定した居場所のある学級が前提となります。この学級においては、ニーズのある子どもや学級にいる全ての子ども達にとって、授業が分かりやすく楽しいことが求められます。学級にいるすべての子どもが分かる授業にするには、今、何が必要なのでしょうか。担任一人が取り組むのではなく、子ども一人一人のニーズに応じるため、巡回相談員との連携、通級指導教室との連携による実践報告を通して、学級・学年・学校体制の在り方を検討し、授業、特に教科指導について考えていきます。

(シンポジスト)

- 通常学級における特別な教育的ニーズを必要とする児童への支援
ー通級指導教室との連携をふまえてー
松本美代子 氏 (東京都三鷹市立高山小学校教諭)
- 「難聴・言語障害通級指導学級の指導」の「通常学級 教科指導」への応用
草野久美栄 氏 (東京都三鷹市立南浦小学校教諭)
- 通常学級担任への支援における巡回相談員の役割
松尾 玲子 氏 (滋賀県湖南市特別支援教育巡回相談員)

(指定討論者)

北脇三知也 氏 (滋賀LD教育研究会代表)

司会 藤井 茂樹 (国立特殊教育総合研究所)

・ま と め

基調講演

小・中学校の今日的課題と特別支援教育

全国連合小学校長会会長
東京都練馬区立光和小学校長
寺崎千秋

はじめに

- ・特別支援教育とのかかわり
- ・子どもたちと教育改革、教育再生

1 教育改革の現状

(1) 中央教育審議会答申（平成17年10月ほか）から

- 学習指導要領の改訂 19年度
- 学校評価ガイドラインの実施 19年度
- 全国的な学力調査の実施 19年4月24日
- 教員評価の改善・充実 ほぼ全都道府県で実施もしくは試行
- 教員給与の見直し 優遇措置の縮減は20年度に検討
- 特別支援教育の実施 19年度
- 幼小の連携 幼稚園・保育園→認定子ども園，小1問題等
- 小中一貫教育、小中連携 拡大へ
- 地域運営学校 拡大へ
- 民間出身者の管理職登用 教頭へ
- 教員免許更新制の導入 教育再生会議の動向による
- 教職大学院の導入 平成20年度から

(2) 教育再生会議の審議について

- 趣旨 21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を図っていく
ため、教育の基本にさかのぼった改革を推進する必要がある。このため、内閣に「教育再生会議」を設置する。（下線は寺崎）
- 分科会 第1分科会：学校再生分科会
 - ・基礎学力・学力向上、大学・大学院の質の向上
 - ・教員の資質向上・教員の免許更新制度
 - ・教員評価・学校評価・学校選択
 - ・学校運営協議会など開かれた学校づくり
 - ・教育委員会など教育行政 ・教育内容・教育課程など
 - ・その他（高等教育）
- 第2分科会：規範意識・家族・地域教育再生分科会
 - ・心の教育、伝統・文化の教育
 - ・規範意識、規律 ・体験活動・読書
 - ・家庭教育 ・生活習慣
 - ・家庭・地域との連携 ・産業界やマスコミの教育への参画
 - ・その他

第3分科会：教育再生分科会

- ・教育再生のための理念・大目標
- ・公教育システムの再生を中心とした我が国教育制度の抜本的見直し
〔高等教育 産業界やマスコミの教育への参画 教育制度の在り方 9月入学、大学入試など入学、卒業に関する制度 国際化 など〕

○全国連合小学校長会の意見

- ・教育再生の原点は何か、どのような人づくりをどんな方法とするのか、どのような計画かを明確に示してもらいたい。
- ・基礎学力、体力、豊かな心のバランスのよい教育の実現、一人ひとりの教師の力量を確実に高める免許更新講習の実施、学校外部評価結果の教育諸条件の整備への反映など、制度の再生が子ども力、教師力、学校力を高めるものとなる提言を期待する。
- ・机上の議論だけではなく、学校現場をよく見て声を聴き、教師に夢と希望を持たせる具体的な提言であってほしい。
- ・学校はこれまでの立て続けの改革に知恵と汗を出し、全力で取り組んできた。再生の提言がそれに報いるものであり、教育の諸条件の整備、予算面での裏付けのあるものとなることを要望する。

※教育再生のために必要なことは何か 原点の再生から

- ・地域 子どもたちが安心して遊べる環境づくり 子どもだけの時間と場の確保
- ・家庭 親子がじっくりとかかわれる環境づくり →企業へ
- ・学校 教師が授業とその準備に集中できる環境づくり

(3) 教育基本法の改正

- 関連法規の改正 改正教育基本法に基づく学校づくり
- 学習指導要領の改訂
- 教育振興基本計画の策定 平成19年度中 →各都道府県等へ
 - ・特別支援教育に関する中央教育審議会答申での「(参考)政策目標の例」
「学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)等への教育的対応を含めた特別支援体制の構築を図る」
〔・全連小の意見、□提案〕
 - ・「教育的対応」の内容が不明確である。
 - ・物的・人的な予算の裏付けとともに、人材確保・育成が急務である。
 - ・従来の障害児教育の成果を継承・発展させる視点が必要である。
 - これらのビジョンを明確に示すとともに、予算や人材確保に関する年次計画を示し、地方や学校において見通しが立つようにする。
 - コーディネーターを専任化する。

2 特別支援教育の推進に当たって

(1) 校内体制の確立

- 教育課程 全体計画ほか
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成
- 校内委員会の機能発揮
- コーディネーターの機能
- 支援教室の設置・活用
- 保護者・地域の理解と協力・支援
- 関係機関との連携

(2) 学校の現状と課題

- 教員の資質向上
- 個に応じた指導 一人ひとりの意味
- 周囲の子ども、保護者の理解
- 校内支援体制の整備

おわりに

- ・平成19年度の意義 新聞では
- ・競争と共生 多様性
- ・教育の在り方の見直し

全体シンポジウム 「小・中学校が担う特別支援教育の課題と展望」

○小学校における特別支援教育推進における現状と課題

世田谷区立東深沢小学校長
田 中 誠

I. 小学校が抱える課題

- ・児童の基礎学力向上、コミュニケーション能力の向上、家庭・地域の教育力の向上など
- ・いじめ、不登校等の課題に対して、一人一人の児童がお互いに認め合い支え合う学級経営

II. 特別支援教育の意義と背景の理解

1. 教職員及び保護者等への理解啓発

(1) 特別支援教育とは

- ① 盲・ろう・養護学校の対象児 約0.7%
- ② 心身障害学級の対象児 約0.9%

+

- ③ 通常の学級に在籍するLD・ADHD、高機能自閉症等 約6.3%
などの、障害のある児童に対し、その教育的ニーズを把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

(2) 特別支援教育の背景

- ① 障害者基本計画 平成14年12月24日閣議決定
- ② 障害者基本法の一部改正 平成16年6月4日公布・施行
障害者の自立及び社会参加の一層の促進
- ③ 発達障害者支援法 16年12月3日制定17年4月1日施行
第2条(定義) <定義の策定>

この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群 その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害。

III 特別支援教育における校内支援体制づくり

1. 特別支援教育コーディネーターの指名

求められる資質

- ◇ 関係者を動かす調整力等
 - ① 校内と校外の関係者の連携・調整力
 - ② 校内の会議等の企画力や行動力
 - ③ 組織を動かす人間関係調整力
- ◇ 障害のある児童への支援に関する専門性

2. 支援を必要とする児童の把握

LD等の気付き

◎ 担任

- ① 国語、算数・数学で2学年以上の遅れがある。(教科内アンバランスが著しい)
 - ② 音楽：合唱で音やリズムがはずれる。
 - ③ 体育：走る・投げ・受けの動作がぎこちない。
 - ④ 身辺：忘れ物が多い。身辺の整理が不得手である。時間の意識が薄い。
 - ⑤ 係り活動：忘れる。2つ以上の仕事には混乱しやすい。 等
- ・行動面で課題のある児童は発見しやすいが、学習面で偏りのある児童の発見は遅れがちになる。学年が低いほど分かりにくい。
 - ・1年生は、保育園、幼稚園の連絡会で情報を得るが入学してから5月の連休前ぐらいに個々の特徴が見えてくる。

◎ 保護者

- ① 話し言葉の遅れがある。 ② 意思が言葉にならない。
 - ③ 話がうまくかみ合わない。④ 多動や注意散漫がある。
- ・保護者の強い要望で入学してくる児童についての個別指導計画は、保護者の了解を得ることに苦慮する。

3. 校内支援体制の土台づくり

◇ 教職員の意識を高める

- ① 特別支援教育についての校長の考えを明確に伝える。
- ② 軽度発達障害児は、対人関係に課題がある。

◇ 協力し合う開かれた雰囲気をつくる

- ① 担任一人で問題を抱えず、校内で協力し合って取り組む雰囲気や習慣をつくる。
 - ・毎朝正門前で校長及び看護当番のあいさつにより児童の状況把握。
 - ・生活指導朝会を毎週金曜日に、養護教諭、専科教員、主事より児童の情報交換を行う。
- ※多様な人々からの多面的な児童の評価を得ることで、児童の状況を把握し個別指導計画の作成に役立てる。
- ・担任が処理できないことを、周囲の教員や組織を動かして協力体制を作る。

◇ 管理職の校内委員会への支援と指導

- ・校内委員会の活動による児童の変容や職員の動きを知り、事実の把握から、見通しのあつた確かな助言が可能になる。

◇ 外部の諸機関との連携

- ・地域の通級指導学級や教育センター、医療機関、大学等の専門機関の協力を得る。

◇ 保護者の理解

- ・保護者や地域の人々の理解や協力を得ることも管理職や校内委員会の役割である。

4. 校内委員会の設置と運営

◇ 校内委員会の役割

- ①支援の必要な児童の把握 ②担任への支援方策の検討。 ③個別指導計画の作成。
- ④全教職員への共通理解。 ⑤専門家チームの導入を判断。⑥保護者の相談窓口。
- ⑦校内研修の推進。

◇ 校内委員会の運営

- ・毎月1回の定期会とし、会議日程を年間計画に位置付け職員への周知を図る。

○子ども一人一人の育ちを地域で支援するネットワークづくり

～徳島市特別支援連携協議会の取り組み～

徳島市教育委員会指導主事

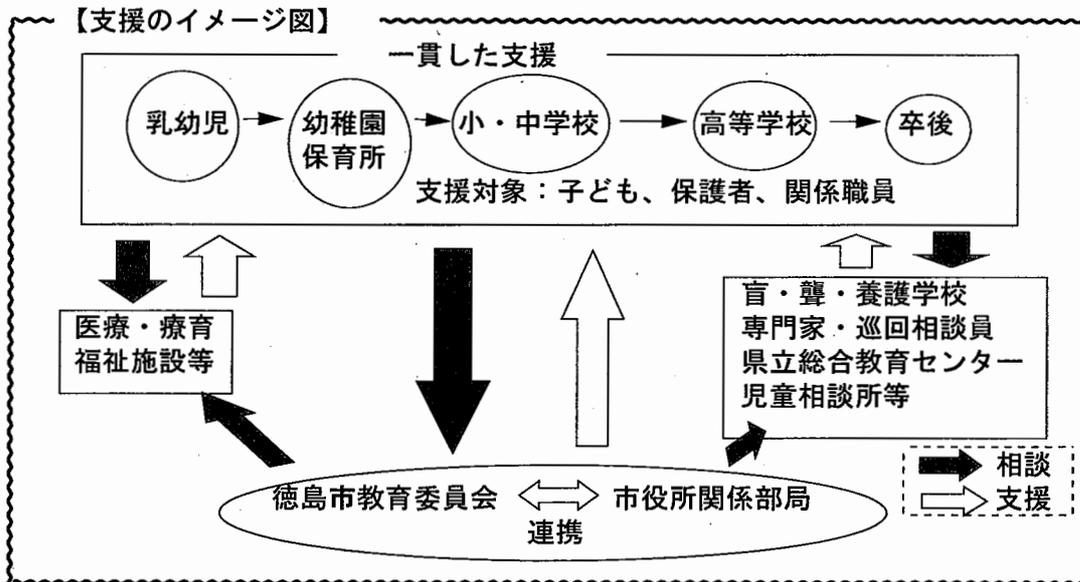
木津実穂

1 はじめに

本市は四国の東部、吉野川の河口に位置し、幼稚園26園（園児約1,800人）、小学校31校（児童約13,700人）、中学校15校（生徒数約6,700人）の地方都市である。平成15年度より、特別支援教育推進体制モデル事業の指定を受け、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名等、校内支援体制の整備を進めてきた。平成17年度からは、市教委に特別支援教育担当指導主事を配置し、特別支援教育推進に取り組んでいる。

2 徳島市特別支援連携協議会の設置

本市では、地域の実態に即した、きめ細かな相談支援体制を整えることをめざし、「徳島市特別支援連携協議会」を平成17年7月に設置した。連携協議会では、障害のある子どもを含め支援の必要な子どものライフステージを見通し、乳幼児期から学校卒業まで、保健、医療、福祉、労働、教育などが一体となって支援する体制を整備していくことをめざしている。



3 平成18年度の取り組み

(1) 校（園）内支援体制の充実を支援するために

○ 一般教員対象の特別支援教育研修会の開催

支援を必要とするすべての幼児児童生徒に対して、学校（園）全体で、全教員で支援していくことがさらに重要になってくる。そこで、すべての教員を対象に、特別支援教育研修会を実施した。

○ 学習支援ボランティア派遣モデル事業の実施

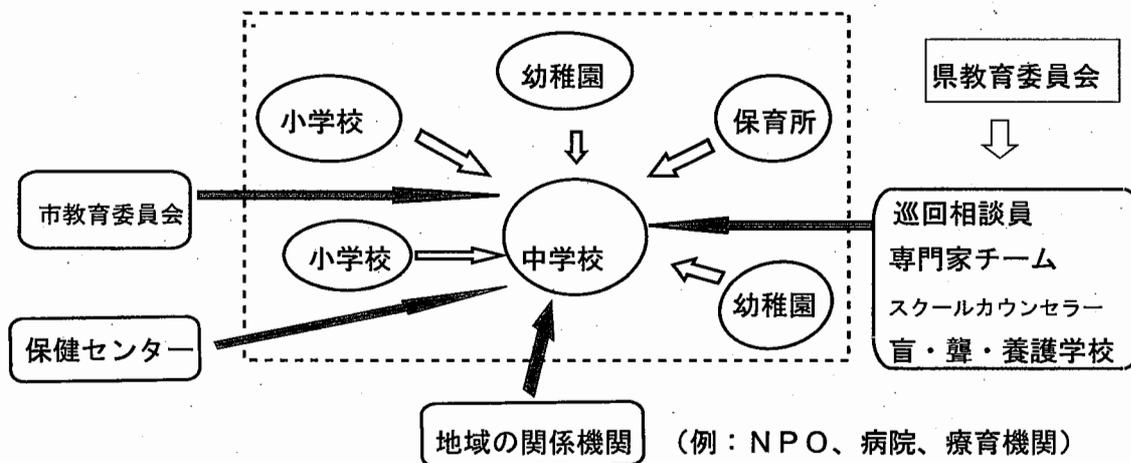
通常の学級に在籍する支援を必要とする児童生徒一人一人の特性に応じたきめ細かな指導の充実を図るために、県内4大学との連携により、本年度後期から、小中学校8校に学生ボランティアを試行的に派遣している。

- 「特別支援教育コーディネーターだより」の発行
- 管理職研修の実施
- 養護教諭部会、生徒指導主事部会、事務職員部会等で特別支援教育研修を実施
- 調査研究ワーキングの実施と成果の公表

(2)子どもの育ちに応じた横の連携、縦の連携をつなぐために

○ 中学校区別連絡会

それぞれの地域において、支援を必要とする子どもたちに対する乳幼児期から中学校までの一貫したきめ細かな支援を行うための連携体制を整えることを目的に実施した。



○ 特別支援担当者会の実施

市役所内関係部局の担当者の会を組織し、横の連携を図った。軽度の発達障害に対する知識理解の共有化と顔の見える関係づくりができた。

○ 子ども支援ネットワーク研究会の活動

子どもを支援するためのネットワークづくりを目的に、市役所内の有志が部局を超えて自主的に集まり、研究会を結成した。月1回の勉強会を実施し、1月には市役所内で研究成果を発表する計画である。

(3)保護者、市民への理解啓発を図るために

○ 保護者・市民対象の特別支援教育推進シンポジウム

特別支援教育の推進には保護者や一般市民の理解と協力が欠かせない。そこで、関係諸機関との連携のもと、保護者・市民等を対象にシンポジウムを開催し、特別支援教育への理解を深め、支援の輪を広げることを目的として11月に開催した。

テーマ：「地域にひろげよう ～一人一人のニーズにあった支援～」

- 相談窓口紹介リーフレットの作成
- 市広報紙、市役所HPで特別支援教育の取り組みを紹介
- 小中学校PTA研究大会で特別支援教育の取り組みを紹介

4 おわりに

特別支援教育を推進することは、特別な支援を必要とする子どもはもとより、すべての子どもによりよい教育を提供していくものと考えている。一人一人の子どものニーズを受け止め、必要な支援を届けるため、保護者や地域とともにできるところから取り組んでいきたい。

○小・中学校が担う特別支援教育の課題と展望

東京都立八王子養護学校長

岩井 雄一

平成13年1月、「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援のあり方について～(最終報告)」が協力者会議によりまとめられ、公表された。この中で「特別支援教育」という用語が初めて使われ、その解説が次のようにされている。

＜平成13年1月文部科学省の再編に際し、「特殊教育課」の課の名称を「特別支援教育課」に変更。特別支援教育課は、盲・聾・養護学校及び特殊学級における教育に加えて、学習障害児や注意欠陥／多動性障害児等通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応も積極的に行うこととしている。＞

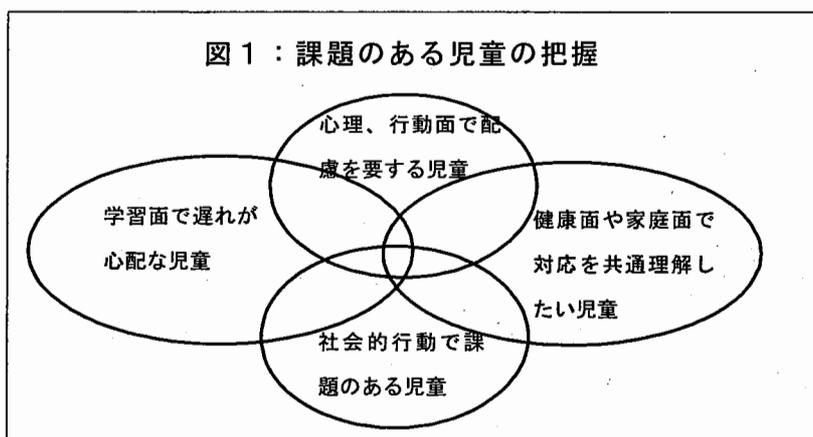
平成15年3月、「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」が協力者会議によってまとめられ、公表された。この報告の内容は次のとおりである。

基本的方向として、＜障害の程度に応じて特別の場で教育を行う「特殊教育」から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図る。＞としている。そして、＜特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。＞とし、この特別支援教育を推進する仕組みとして、①「個別的教育支援計画」(多様なニーズに適切に対応する仕組み)、②特別支援教育コーディネーター(教育的支援を行う人・機関を連絡調整するキーパーソン)、③広域特別支援連携協議会(質の高い教育支援を支えるネットワーク)と述べている。また、学校のあり方として、①盲・聾・養護学校から特別支援学校へ、②小・中学校における特殊学級から学校としての全体的・総合的な対応へ、とし、「特別支援教室(仮称)」について検討することの必要性を述べている。

これら二つの協力者会議の報告を受け、中央教育審議会が「特別支援教育を推進するための制度の在り方(答申)」をまとめ、公表した。平成18年6月に、答申を受けて、学校教育法等の改正がなされ、平成19年4月1日より改正された学校教育法が施行される。盲・聾・養護学校は、制度上特別支援学校というひとつの枠組みとなり、障害種を超えた学校となる。また、センター的機能を有し、地域の特別支援教育を推進する小・中学校等の求めに応じた支援をする。一方、小・中学校においては、これまでの特殊学級が特別支援学級と名称が変わるとともに、通級による指導の充実とあわせ、通常の学級においても特別支援教育を実施することが明記された。

このことにより、すでに推進事業等で進められてきている小・中学校における特別支援教育が本格的に推進される。つまり、特別支援教育を推進するための制度の在り方(答申)で示された、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名、個別的教育支援計画の策定等を活用し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を各学校において実施していくことになる。

図 1：課題のある児童の把握



現在、小・中学校等においては、教科指導、生活指導、健康指導等さまざまな課題があり、新たに特別支援教育に取り組んでいくのは大変であるという声が聞かれる。しかし、現実には学習や生活、健康等の課題を抱える児童生徒だけではなく、LD等の障害がある児童生徒も在籍している。これらの課題がある児童生徒についての取組は小・中学校等にとって大変重要な課題である。これらの困難を抱えている児童生徒、あるいは援助を必要としている児童生徒を支援することは緊急の課題である。これまでも小・中学校においては取組を行い指導の成果を挙げてきたところである。図1は、特別支援教育を推進しているある小学校における課題のある(困っている)児童の把握についての考え方を示したものである。このように課題のある児童の把握をし、さらに、

LD、ADHD、高機能自閉症等の障害のある児童生徒についてその障害に応じた指導を行っていくことが重要である。これらの障害の特性を研修し、校内委員会で特別な支援を必要とする児童生徒を全校の教職員で確認する。また、これらの児童生徒の指導に当たっては、教育委員会の専門家チームや巡回指導、地域の盲・聾・養護学校のセンター的機能を活用することができる。盲・聾・養護学校のセンター的機能の内容として、答申には次の6点が示されている。①「個別の指導計画」の作成に関すること、②「個別の教育支援計画」の策定及び関係機関との連携に関すること、③関係機関に関する情報提供、④障害特性と指導に関する助言、教材等の情報提供、⑤研修機能（公開研修会の実施、研究会講師の派遣等）、⑥保護者への相談支援である。

盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」は、平成17年度からスタートし、一足早く取組が始まっている。必要な支援のための機関についての情報は、徐々に蓄積されつつある。盲・聾・養護学校においても個別の教育支援計画の策定、実施を進めるための重要なプロセスである支援会議については、全児童生徒に実施できているところは少ない。今後、支援会議の実施を推進しつつ、関係機関との連携のあり方やネットワークの構築といった課題を解決するよう進めるところである。地域において、関係機関の連携、ネットワーク化を図り、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒だけでなく、特別な支援が必要な児童生徒に対して地域における支援体制を推進していきたいと考えている。

全国特殊学校長会は、これまで「個別の教育支援計画」について調査研究を行い、3冊の報告書を出してきた。これをうけ、全国の盲・聾・養護学校は、「個別の教育支援計画」の策定に取り組むとともに、特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めてきた。学校教育法の改正を受け、さらにこれらの答申に示された内容を中心としたセンター的機能を発揮し、地域関係機関とともに特別支援教育の推進を図っていく努力をしていく。

○小・中学校が担う特別支援教育の課題と展望

東北大学医学部保健学科教授

末永 カツ子

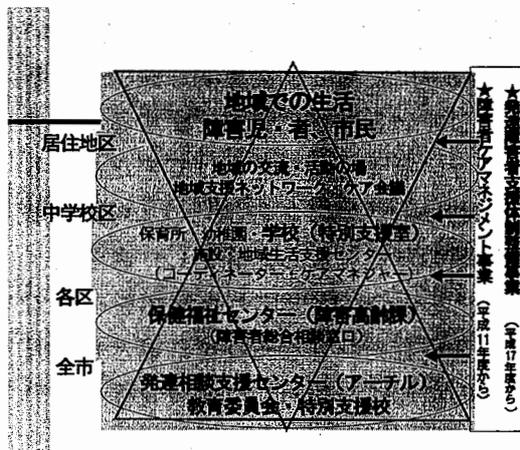
1. はじめに

特別支援教育の理念は子ども1人ひとりのニーズに応じた教育すなわち発達支援であります。その内容は、これまでの特殊教育の実践を発展させその質を向上させていくこと、対象をLD・ADHD・高機能自閉症児などにも広げ、医療・保健・福祉・労働などの領域の活動と連携して、一生涯にわたり支援していくことにあります。したがって、特別支援教育を円滑に進めていくためには、現在、保健・福祉領域の動向を知っていくことが必要と考えます。

2. 仙台市の発達障害者支援システム

(1) 発達障害者支援システム

発達相談支援センター（以下、アーチル）は、仙台市の障害者地域生活支援システムの中に位置づけられている機関であり、乳幼児から成人までの発達障害児・者の生涯にわたり支援する専門相談機関で、その機能の中には児童相談所と更生相談所、そして発達障害者支援センターの機能を持つ機関です。仙台市では10年前に、保健と福祉部門を統合し障害者施策を一体的に進めていくために障害者プランを策定し、計画的に行政区単位で障害者の生活支援システムを整備してきております。システムは、障害児や家族に必要な支援を速やかに行うために支援ニーズを持つ人と支援者やサービスをつなぐしくみです。仙台市における発達障害者支援システムは図のようになります。



発達相談支援センター（以下、アーチル）は、仙台市の障害者地域生活支援システムの中に位置づけられている機関であり、乳幼児から成人までの発達障害児・者の生涯にわたり支援する専門相談機関で、その機能の中には児童相談所と更生相談所、そして発達障害者支援センターの機能を持つ機関です。仙台市では10年前に、保健と福祉部門を統合し障害者施策を一体的に進めていくために障害者プランを策定し、計画的に行政区単位で障害者の生活支援システムを整備してきております。システムは、障害児や家族に必要な支援を速やかに行うために支援ニーズを持つ人と支援者やサービスをつなぐしくみです。仙台市における発達障害者支援システムは図のようになります。

(2) アーチルの相談状況

アーチルの相談状況の特徴は、初回相談時の特徴が低年齢化（ピークは2歳児）、学齢期では通常学級の在籍児の相談が増加、成人期では高機能自閉症の方の生活や就労に関する相談件数の増加があげられます。アーチルで就学までに相談を受ける子どもの割合は約5%です。仙台市で特殊教育の対象児は毎年約1.5%前後ですから3.5%の子ども達は通常学級に在籍する子ども達となるのです。これらの子ども達の相談には、教員、保健師、保育士、ケースワーカーからなる相談員と、心理、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、医師等の子どもを評価する役割をする専門職種が子どものニーズに合わせてチームを組んであたります。アーチルでの相談で、子どもや家族の抱えている問題が解決できない場合には、相談員がコーディネーターとなり、関係機関と連携してネットワークの形成、新たな資源を開発などの働きかけを行うなどのケアマネジメントを実施します。複数の機関が協働しないと解決できない場合には、本人や保護者の参加するケア会議を開き今後の対策を検討したりもしますが、この会議には学校の先生方も参加します。アーチルの学齢期の相談は5人の教員がコーディネーターとなり他の職種とチームを組んで行います。学齢期の子ども達の支援に主に必要な連携先は、区役所の障害者総合相談窓口や、学校、施設、地域生活支援センター、障害児放課後ケア事業者、ホームヘルプサービス事業者、民生児童委員など多様な機関や個人となります。

仙台市では、平成11年度から障害者地域生活支援システムをうまく機能させていくための支援

方法として障害者ケアマネジメントを導入しておりアーチルも実施機関となっています。システム内の関係者が連携・協働していく必要のある場合に、課題と目標を共有し個別の支援から地域ネットワーク形成に当たれるようにケアマネジメントによる継続支援を行っているのです。

(3) 特別支援教育との連携

発達障害者支援法の施行に伴い、厚生労働省は「発達障害者支援体制整備事業」（平成17年度）を開始しています。これは先に開始されていた文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」との連携・協働を前提として乳幼児から成人期に至るまでの一貫した支援体制の整備を行うための事業です。アーチルでは、この事業の一環として平成17年度に、特別支援教育を進めている4つの小・中学校と連携しモデル事業を実施しました。具体的な取り組みとしては、全教員参加の発達障害の理解のための「研修会や事例検討会」、保護者の向けの「PTA研修会」、本人を中心にした保護者・学校・アーチルとの「個別支援計画づくり」です。この事業を進めていく上で相互に理解しあう場として、教育委員会や障害者施策担当課も出席する「学校・アーチル連携会議」も開催しました。この取り組みによって、いくつか見えてきたことがあります。ここではその1つを紹介しておきましょう。

それは本人を中心として関係者が対等な関係で本音を出し合いながら協議し共に活動しあうことで、それぞれの意識が変わり、新たな取り組みに対しても前向きになれる互いにエンパワメントがなされていることを確認できるようになったことです。これまでは「連携」といっても、一方的に紹介するだけで、互いがその時点での力量でもって出来ることだけをやることに終わってしまい、本人や保護者の問題解決につながる支援とならないといことが多かったのです。この取り組みの推進役は、学校のコーディネーターとなった先生方と、アーチルのモデル事業のコーディネーターでしたが、担当同士が信頼関係の構築が相乗効果をもたらしました。

アーチルではこのような学校と組織的に連携する取り組みはまだ開始したばかりです。発達障害児・者と家族は学校生活ではもちろんのこと、地域での生活でも多様な困難を持っています。それらの困難を解決するためには、地域のいろいろな方々や社会資源とつながりあうことが必要です。仙台市ではそのために平成11年度からこれをケアマネジメントによる支援を実施してきました。特別支援教育もこれから学校を拠点として学校外の関係機関とも連携していくことが求められています。ケアマネジメントの活用は学校現場においても重要な視点だと思います。アーチルではこのような取り組みを行う学校と連携し、乳幼児から成人期までの発達障害児・者が地域で安心して生活できる支援支援システムをさらに充実させていきたいと考えております。

3. 特別支援教育への期待

養護学校の義務化以来、約30年経過し障害児教育のノウハウの蓄積がなされてきました。現在進められている特別支援教育においては、地域の小・中学校をバックアップし地域の他の資源と連携するセンター的機能を果たすことが養護学校に期待されています。養護学校がこの機能を果たし、地域の小・中学校は障害者地域生活支援の拠点となっていくことを期待したいと思います。学校が真に地域に根ざしていくには、学校がして欲しいことを他の機関に依頼することだけではなく、相手の事情も理解し、課題や目標を共有しあいつともに解決策を見出すという方法をとる必要があります。私たちはこのような考え方をケアマネジメントを行うことで学んできました。

保健福祉領域では、特別支援教育より少し先に、特別支援教育と理念を同じくする本人や家族を主体とする地域生活支援やこれを進めていく支援方法としてケアマネジメントが展開されてきております。今年度、自立支援法が施行され全国の市町村では、新たな障害者プランの策定の取り組みがなされております。特別支援教育を進めていくにはこれらの動きも取り込みと連動させていくことが求められていると考えます。

課題別シンポジウム

「一人一人の子どもの特別な教育的ニーズに応えるために」

課題別シンポジウム（１）

【一人一人のニーズに応える学級経営】

○「だれにでも、得意なこと不得意なことがある。」～個性を認める学級経営～

さいたま市立芝原小学校教諭

小林アエ子

はじめに

どの学校も、支援を必要とする児童の見落としや見過ごしがなく、早期から支援が受けられるように校内体制作りを整えている。また、児童理解に心がけ、学級担任一人で悩むのではなく、すべての職員が共通理解をし、学校全体で組織的に取り組んでいる。子どもたち一人ひとりを活かす学級経営が、通常学級における個別的な支援の大きな要素となると考える。

１ 「ぼくも、A君になってみたいよ。」

と、ふともらしたクラスの子の言葉にはっとさせられた。「どうして？」と聞くと、今までの周りの子から見た「A君の問題行動」について、話してくれた。林間学校で、衝動性の強いA君への配慮として、教員や補助員の目がいつも届くようにしていた。そのことが、いつも先生や補助員と楽しそうに話しているように、周りの子には、見えていたようである。

校内委員会での担任からの報告とはちがって、周りの子たちの気持ちや思いが伝わってきた。わたしたち通常学級の担任は、配慮を要する子、とりわけ行動面を気にかけるなければならない子に「目、心」を向け、「手、時間」もかけている。

でも、いつも協力や助けをしてくれている学級の子どもたちへの心配りも、忘れてはならない。

２ 「誰が困っているか」 だれが一番困っているのか「子どもの利益を最優先に！」

A君は、低学年の頃から周りの子ども達や周りの保護者が困っている状態であった。もちろん担任の先生も困っていた。しかし、保護者はなかなかその状態を受容できずにいた。なぜなら、学校や集団で見せる衝動的な行動は、家庭では、みられなかったからである。

教師が困っている状態からスタートし、A君が抱えている何らかの困難さに気づこうとした。中学年では、頻繁に起こる衝動的な行動を担任が記録していった。担任が一人で抱え込まないようするためと保護者に学校での様子を伝え、受容していただくために以下のように記録し、分析をしていった。

3 行動分析 ・学習や行動上の教育的なニーズの状況を把握する習慣を身につける。

①いつ 月日時刻	②どんなとき 教科	③何が原因 で	④何に対し て(誰に)	⑤どのような行動をした か	⑥だれが対応 したか	⑦クールダウンできるま でのかかった時間

【直前の状況】

- ・いつも決まった時間や決まった授業で起こるか。・特定の子どもの言動に反応して起こるのか。
- ・飽きているときや学習内容がわからないときに起きるのか。・教師の顔を見ながら起こすのか。

【「問題行動」がどのくらいの頻度で起こっているのか】…記録をとると、客観的で現実的な目標を設定することができる。

【その子どもの状態像は、場所や状況によって変わるか】

- ・学校と家では、ほとんど変わらないか。・授業参観、校長先生などの前ではどうか。

【わがままなのか、認知発達の偏りによるものなのかどうか】…検査を行い、「個人内差」をみる。

【問題行動」を示す前後の状況を観察する】

4 理解と適切な支援のための校内研修

(1) 行動のアセスメント

A君の衝動的な行動の記録を一覧表にし、客観的に捉えていくと、物理的な環境だけでなく、関わる人や関わり方が大きい要因しめていることがわかった。勘違いや聞き違いによる「ことや、話すことが不得手なために、行動にでてしまうという傾向がつかめた。

緊急度の高い指導としては、「友人に対する攻撃的な行動を抑制できること」とし、当面の対応策として「注意は、先生経由とする」とした。その後担任したときにわかったことであるが、自分からきっかけをつくるということがほとんどなかった。そのことを伝えると本当にうれしそうな顔をした。

(2) 対応…早いクールダウン

なるべく早くクールダウンできるようにした。A君は、全く別の話をすると落ち着くことができたので、落ち着いてから話を聞いた。表現したかったことを言語化してあげ、どんな行動をとればよかったかを伝えるようにした。例えば、わかりやすい言葉を使って、ゆっくりと話し、注意点を1つだけ伝える。

(3) 対応…よくできていることに目を向けて

- ・問題行動だけでなく、うまくできていることに目を向け、それを分析していくと指導の手がかりを見つけやすい。
- ・「ほめる」「認める」ことは、安定したよい状態の自分のイメージ作りとなる。
- ・問題行動の起こる間隔が長くなったのもほめる材料となり、クールダウンの時間もそうである。
- ・教師が声かけし、よい面や休み時間の様子なども見かけた者が報告し合うようにした
- ・教師側にリフレーミングの考え方ができると、冷静な行動で対応できる。
- ・A君自身は、自尊感情が低く、また真面目で自分にも厳しいが周りの子にも厳しい面もあった。

(4) 保護者の受容

受容していただくと、もっているよさをのばしていくための連携や協力が得られやすくなってくる。

(5) 対応…周りの理解

・学級の保護者へは、担任と相談し、年度はじめの懇談会等でその保護者自身が説明した。また、学年で行動することが多いので、隣のクラスでもA君の状況を伝えた。オープンにすることにより、理解と協力が得られやすくなった。

- ・学級の子どもたちには、説明する内容について、保護者と本人の了解を得る
- ・発達段階に応じて、学級での理解を得るために具体的な援助の仕方を指導する。

☆ ○○さんの得意なこと不得意なことについて具体的に説明する。

☆ 「だれにでも、得意なことや不得意なことがある。」ことを確認する。

☆ 協力や助けには、どんなことができるかを考えさせる。 ☆ うまくつき合っている子のコツを共有する。

(6) 子どもにあった具体的な取り組みを工夫する。

☆ ・子どもにとって必要性の高いところ・緊急に改善を望まれるところ・容易に指導の成果がありそうなところ

☆ 待つこと…他の児童より、30秒でも多く待つ

☆ ほめること…どんな小さなことでもよい点まずほめること

☆ ゆっくりと話し、注意点を1つだけ伝える。…わかりやすい言葉を使って、ゆっくり話し、聞いてあげる

・授業では、「ゆっくり、ていねいに、くりかえし、」を基本とし、分かりやすくするための 提示や注意喚起に心がける。

5 一人ひとりに活躍の場を 自信を持てる場の体験を

・ ソーシャルトレーニング（人間関係プログラムの実施）「自分も相手も大切にするさわやかさんに」

・ 例 行事を実行委員会形式で、司会進行していく。総合的な学習の活動

6 学校における支援の流れ

(1) 早期発見…課題解決の基本、二次的問題を発生させることの防止にも効果がある。

実態把握の先延ばしや気休め的な言動は、責任と見通しなしに行ってはならない。

(2) 一人で抱え込まない、他人任せにしない。複数の目で捉え、対応策を検討していく。

(3) 問題行動だけでなく、うまくやっていることやできていることなどに目を向けて、校内委員会で話し合うと、指導の手がかりを見つけやすい。話し合う先生方の表情も明るくなる。

(4) 対象児童だけでなく、他の子どもをつまづきも少しずつ明らかになり、具体的指導が行いやすくなってきている。

(5) 児童理解を深めることにより、教師自身が問題行動に対して、冷静に落ち着いて、しかも毅然とした指導をできる。

おわりに

通常学級に、TT での指導や支援員さんが入るメリットはたくさんあるが、同時に周りの子どもたちが勉強を教え合ったり、支え合ったりする学級集団の力を高めていくことが、一人ひとりの自尊感情を高めていくことにはなるのではないのでしょうか。今のシステムの中では、支援による子どもたちの小さな成長を保護者や職員と喜び合い、労いの言葉が支えとなる。保護者の願いに耳を傾けながら、子どもと達の成長の喜びを分かち合いながら、具体的な支援を続けていきたい。

ネットワーク（教育・福祉・医療・行政・地域）、フットワーク、チームワーク、そしてヘッドワークを生かして楽しく仕事をしていきましょう！

○一人一人のニーズに応える学級経営

横浜市立寺尾小学校長
北村克久

1 学校の現状

- 児童数約 650 人家庭数約 520 世帯の学校で、7.4%(48人)の特別な配慮を要する子どもがいる。
- 4年前は教室を飛び出した子どもが教職員に声をかけられ、職員室・校長室で教職員が対応した。
- 保護者自身も学校から連絡を受けてもどう対応してよいかわからず、保護者自身が悩んでいるか、「周囲の子どもが悪い」「担任のかかわり方が悪い」と硬直した状況もある。
- 子どもや保護者・担任の困り感は、増える傾向にあるがなくなることはなく、日々、学級担任を中心に学年全体で取り組みながら悪戦苦闘している現実がある。
- 教師力を高めることはもちろんのことであるが、一人の教師の力ではどうすることもできない現状であることも確かである。

2 学級経営を支える新たな教育システムの構築

＜特別支援教育が学校に入ってきた！コーディネーターの配置と「ニーズに応じた支援」「場所」「人」の確保＞

- 「少人数の館」「きらきらルーム」「個別支援学級の弾力的運用」などの場所の確保と人の配置

・指導の場は継続的なかかわりが必要(MCとSCの複数体制で情報キャッチはしやすいが…)

- 情緒障害通級指導教室が併設され、専門的なノウハウ等を学びやすい

＜一人ひとりの教職員の創造性を生かし、「学ぶ教師」を保障する校務分掌と会議の見直し＞

- 特別支援教育をはじめ「人権教育」「福祉教育」「児童指導」等々、教育課題が山積

・教育課題の教職員一人ひとりの担当制とチームで課題解決の必然性(関係機関連携も含めて)

- 必要なときに招集できる「ケース会議」「校内支援会議」、あちこちで子どもの話・指導の話がされる井戸端会議、時機に適した研修の実施、書籍で学ぶ時間の確保

＜学校の教職員が情報を共有する難しさ＞

- 6年間で子どもを育てていくための教師同士の情報共有(縦の「教育計画」と横の「ケース会議」)

- 取り組んでいることを多くの保護者へPR(説明)することの重要性

3 一人ひとりの子どもに応える「教師力」と「学校力」

＜教師力＞

- 協働の学びの場面を工夫し、子ども同士が協力する場面で葛藤し理解し合いながら子どもを育む。

- 校長が教室を巡回しながら、学習状況を見て、その場で担当と話すことが「安心感」を生む。

<学校力>

○学校力としての新しいシステムを目指した学校づくりの原点

- ・教師の困り感に寄り添う『学年研究会ベースの組織』『安心して話せる雰囲気』『時間の保障』
 - ・保護者の困り感に寄り添う『一人ひとりの子どもを大切に!』の配布と働きかけ
 - ・子どもの困り感に寄り添う全教職員による『対応』から全教職員による『予防と指導』へ
- 子どもたちが、安心して学校に通うことができるよう関係機関の人たちと手を携えるシステムの構築の必要性。地域行事が多い結果として困り感を理解してもらえる。(地域の中の特別支援)
- ・学校がコーディネートして子どもにかかわる機会を増やし、保護者・地域の多くの人子どもを知る機会を増やすことが保護者を安心させる「授業公開の工夫」「親子昔遊び体験の実施」等
- 学援隊(子どもの登下校を見守る地域・保護者の組織)が子どもに声をかけるよさが見えてきた。

4 一人ひとりを大切に作る学級経営観の見直し(一人ひとりの人権が守られた学級の雰囲気作り)

<『Aさんをどうするか学級経営』から『Aさんも幸せに過ごせる学級経営』>

- Aさんだけにこだわる指導(注意)から、母集団を育てる学級づくり「よさを誉める」「注意は先生」
- 学級のルールを明確にし、空白の時間も安心して過ごせる生活づくり「板書・発問の研究も」
 - ・教室環境の整理(シンプルでどの子どももわかりやすく過ごしやすい教室環境)ユニバーサルデザイン
- 音が気になる子どものための机やイスへの配慮と今ある施設のよりよい活用方法を工夫する
- 「ひと」「こと」「もの」にかかわる学習の充実と子どもがかかわる人を増やす授業の工夫
- 「わかった」「できた」が実感できる授業づくりによる『明日も来たい学校』

<教師自身の自己評価と学級経営のPDCAサイクルの意識化>

- よさや可能性を伸ばすための「表情」と「聞く姿勢」と「個人内評価」が適切にできる教師
- 保護者が安心できる教師のかかわり(学校での事実を伝えてもどうしてよいかわからない保護者)
 - ・保護者と保護者、保護者と教師、保護者と関係者の語れる(よさを語り合うアイスブレイク)

＜学級経営を支える校内支援体制＞

保護者様

学校カウンセラーの来校の
お知らせを兼ねて年数回発行

平成18年12月14日

横浜市立寺尾小学校
校長 北村 克久

一人ひとりの子どもを大切に！

寺尾小学校の教職員は、一人ひとりの子どもを大切にしたい指導を心がけています。どの子どもにも個別の支援が必要です。元気がないときにちょっと見守って手を添えてあげたり、ただ待つてあげたりするだけでまた本来の元気な子になって戻っていきます。

昨年度より、特別支援教育の体制モデル校となり、教職員がチームを組んで保護者と手を携えて教育的支援を継続していく体制をつくっています。寺尾小学校では、子どもと保護者の方が困ったとき学校全体で支援していきますので、どうぞ気楽に相談してください。

○学校の教育相談はこんなときに

- ・登校時に具合が悪くなったり行き渋ったりする。
- ・いじめやトラブルの心配。
- ・勉強の遅れや生活行動面での心配。発達や成長面で気になることがある。
- ・落ちついて勉強ができない。友だちや集団になじめず勝手な行動をしがち。
- ・アトピー、食物アレルギー等健康や発育の面で心配な点や配慮してほしいこと。
- ・その他、子育ての悩みや担任の先生との連携がうまくいかないときなど

＜中略＞

○校内教育相談担当

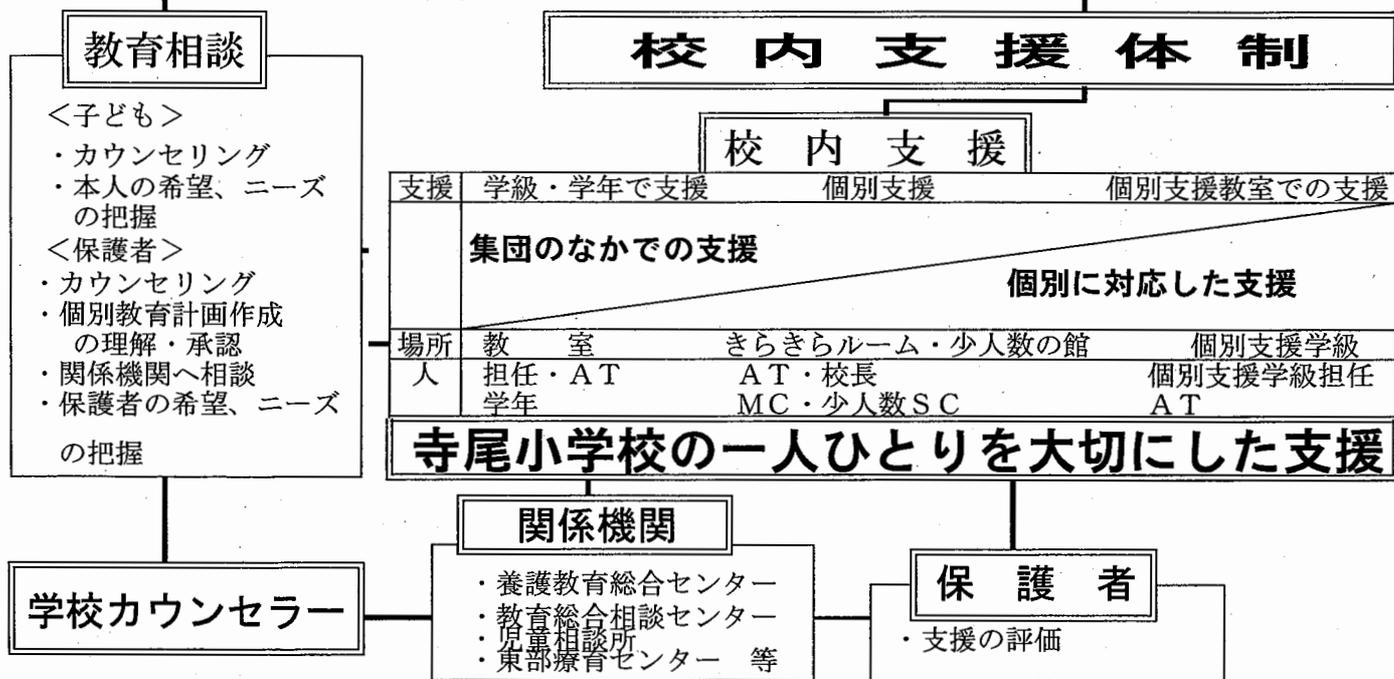
コーディネーター：鷺田貴子(副校長)
サブコーディネーター：滑川典宏(特別支援教育)・板垣みゆき・青山由美子(個別支援学級担任)
大井伸子(養護教諭)・中島克好(教務主任)・長谷川肇(児童指導担当)
窪田知己(少人数指導担当)・笠原夏季(不登校支援担当)
政金真理・山上晴美・成岡弘文・篠原日出子(通級指導教室担当)

○横浜市教育総合相談センター 学校カウンセラー 加藤澄江

子どもの学校生活上の悩み・保護者の不登校・人間関係・学校生活上の不安・子育てに関する相談

○相談内容に応じて、学校長、本校の関係する先生、他の相談員も参加できます。

また、通級指導教室や療育センターからの専門の先生に参加していただくことも可能です。



3 Aさんのケース

	具体的支援内容
第一次支援 学級・学年支援 ＜ケース会議＞	・クラスに投げかけをして安心できる環境づくり。(安心できる環境作り?) ・Aさんと担任がかかわれる時間を学年でつくる。(信頼関係づくり) ・交流級のメリットを使って、個別支援担任の入り込み。(学級編制時の配慮)
第二次支援 校内通級 ＜ケース会議・校内支援会議＞	・休み時間に個別支援学級で過ごす。(音楽室と同じ感覚を育む日常の配慮) ・特定の教科を個別支援学級で学習する。(教材・教具の研究の必要性)
第三次支援 個別支援学級転級 関係機関連携 ＜ケース会議・校内支援会議＞	・Aさんと担当の関係づくり：放課後を使った支援→家庭訪問→保護者面談(担任以外の場合の関係づくり) 個別支援学級での指導→個別支援学級転級 ・保護者と「困り感」「願い」「安心感」「進路」の相談

○「一人一人のニーズに応える学級経営」をサポートする

静岡県立東部養護学校教諭

飯田和子

1 はじめに

本校（肢体不自由養護学校）では、平成15年度に特別支援教育センター「ひまわり」を創設した。校内分掌のひとつで、教育相談や指導を行うため固定した教室がある。スタッフは3名で小・中・高等部のいずれかに所属し、午前中は各学部で指導を行い、午後は「ひまわり」の業務にあたっている。「ひまわり」の活動に専念するために、会議の出席や分掌の所属はできるだけ精選している。活動内容は、教育相談、指導、研修、情報提供、理解啓発である。ここでは小・中学校の担任との連携協力し、指導を進めた事例を紹介する。併せて、小・中学校の特別支援教育を推進していくための方法について提案してみたい。

2 「ひまわり」の活動より

(1) 個別の教育相談から、小・中学校、学級へつながる

近隣に在住している幼児から高校生までの教育相談を行っている。教育相談の依頼の連絡は、保護者からだけではなく、小・中学校や教育委員会、福祉機関のコーディネーターからもある。内容は、発達障害に関連した学習や行動の問題が中心である。

在籍校での相談は、事前に連絡を取り合った後、学校に伺い、授業や休み時間等の観察、担任との話し合いを行っている。学校全体の教職員（以下学校と記す）や担任が主体となるような支援を心掛けている。このようなときには、個別の相談だけでなく、同じ学級の他の児童生徒や学級全体への指導についても話が及ぶことも多い。

(2) 市町教育委員会との連携から個別の支援へつながる

近隣市町教育委員会が行っている特別支援教育の推進に協力をしている。具体的には、特別支援教育体制推進事業や特別支援教育コーディネーター連絡会、学習障害や高機能自閉症等の学習支援事業に参加し、指導面について助言を行っている。

(3) ネットワークを活用する

本県の東部地区にある盲聾養護学校（分校・分教室を含む10校）が連携して活動するために、「静岡県東部地区盲聾養護学校特別支援教育ネットワーク」を作っている。また、福祉機関とのネットワーク作りにも力をいれ、多くの機関と連携している。これらのネットワークを活用して、情報を集めたり、支援会議を行ったりしている。

3 支援の実際

養護学校に最も求められている学校支援は、医師でも、臨床心理士でもない、同じ教員が、教員としてする具体的なアドバイスだと考える。その際、通常学級の指導は40人の中で行われるということを心に留めている。特別な支援を要するとはいっても、如何に学級の中で指導するかがポイントである。支援する子供の特性だけでなく、その学級のおかれている地域や学校の特性、担任の個性、子供たちの集団としての特性と一人一人の個性によって、違いがある。授業参観や支援会議をする際には、同じような特性や障害を持っている場合でも、それらを考慮して支援方法を提案するように心がけている。

診断名がつかないが特性はあると考えられる事例も含め、いくつか挙げてみる。

(1) 家族・担任支援を重点に・・・小学校2年 ADHD、LDの疑い

前年度は保護者も対象児も学校や担任、友達との関係がうまくいかなかった。学習支援（書く）と学級での対応の仕方（行動特性と本児にわかる指示と注意の引き方）、家庭でのかかわり方（苦手なものうち自分でやらせるものと母が支援するもの）について相談し、医療との連携（発達検査と診断を受けた支援方法、耳鼻科受診の勧め）も含めコーディネートした。併せて5年の兄への配慮もお願いした。保護者も担任も対象児に対する受け取りが変化したことで対応にゆとりができた。対象児は自分を認めてもらい、精神的に安定した。叱られることが減り、学習でも成果が現れたことで、自信が付き、表情が明るくなった。

(2) 学校と家庭の調整と友達関係の支援・・・小学校1年 多動性・衝動性がやや強いADHDの疑い

学校と保護者の対象児の見方はほぼ一致していたが、意思疎通がかけていた。それぞれの場にあった支援の仕方を整理し、両者と話し合った。担任とコーディネーターには、休み時間も他の子供たちとの架け橋になり友達関係を支援してもらい、落ち着いていられるようになった。コーディネーターが保護者との話し合いだけでなく、実際に子供への支援をすることで保護者との信頼関係が築けた。まだ友達とのトラブルはあるが、対応がすばやくできるようになっている。

(3) 学級での支援方法と支援体制・・・小学校2年 多動性・衝動性が強いADHDの疑い

30人に満たない学級であったが、対象児を中心に落ち着きのない子供たちが数人いた。次のことを提案した。他の落ち着きのない子供たちも支援が必要である。互いに影響しあってしまうため席や班を工夫する。言葉での指示を精選するためのカードやサインを利用する。更に人数の少ない学級ではあるが、担任の指導力の問題ではなく、支援員も必要ではないかと伝えた。校長と市教委の努力で、年度途中ではあるが、支援員をつけてもらい、対象児の支援とともに、他の子も落ち着けるようになった。

(4) 学級の中での具体的な支援方法を・・・小学校3年 広汎性発達障害

人の声や大きい音が苦手だった。担任の工夫で、声や音の大きさを数で段階的に図に表し、行動の制御に利用した。対象児が「2の声にして」等言うとそれに応えて、学級全体が声を調整してくれたことにより、パニックが少し減った。主治医と地域療育コーディネーターとも連携して、支援を続けている。

(5) 学級の子供たちへの指導とともに・・・小学校4年 高機能自閉症

学級での受け入れはよいが、自分のことよりお世話に夢中になってしまうことが問題化していた。そこで次のことを提案した。持ち物の管理が苦手なため「〇〇君の持ち物箱」と大きめの箱を用意する。落ちていたら入れておいてあげる。片付けが間に合わないときはとりあえず入れておく。帰りに自分で全部をかばんに入れて持ち帰る。それぞれ自分のできることはやろうと指導をする。対象児が1人でできる方法を特別に決めておく。これらで成果が見られたので、年度が替わっても継続して行っている。

(6) 学年部の体制づくり・・・中学校2年 ADHD

授業に集中せず、おしゃべりや手いたずらをしている。友達とのトラブルが多い。学年部と教科を担当する全教員と支援会議を行った。教科や教員によって対象児の態度が違うことがあり、教員により見方も異なった。それらも踏まえて、全体像としての捉えと理解、

それぞれの場での支援を話し合った。中学校は、学級担任がかかわる時間は少ないので、学年部全体の体制を整えることを提案した。

4 支援の実際のまとめとして・・・学校や担任に多く伝えた言葉

- (1)障害や特性は、決して本人のせいでも、保護者の育て方でも、担任の指導力や学校の対応のせいでもない。子供を丸ごとどんと受け止めてそこから出発してほしい。
- (2)担任だけががんばらず、学校全体の体制の中で対応しよう。学校だけががんばらず、利用できる機関は何でも利用しよう。
- (3)たくさんほめてあげてほしい。その子のがんばりや精一杯でよしとしよう。
- (4)注意や指導はプラスの情報と言い方をしよう。
- (5)影響し合う子を見極め、学級や班編成に役立てる。教員は友達との架け橋や通訳の役目をしてほしい。支援や配慮で避けられるトラブルはできるだけ減らし、学校で2次的障害をつけないようにしてほしい。
- (6)家族支援も大事な要素である。保護者の性格や特性も考慮した支援を行いたい。兄弟が同じ学校にいる場合は、兄弟にも配慮や支援が必要である。
- (7)保護者からの要望に対して「できるだけことはします」と応えてほしい。

5 考察

これまでの活動を通して、養護学校のセンター的役割の今後の課題を次のように考えた。

- (1)相談内容には、子どもの障害に関連する問題だけでなく、様々な課題が内包されている。相談が長期になればなるほど、どこまで本校として関わるべきか、あるいは他の機関に依頼すべきなのか、自問することも多い。特別支援教育の体制に移行していく過渡期の課題でもあるので、実践を積み重ねていく中で解決を図っていききたい。教育相談の専門性を高め、幼稚園、小・中学校の担任との協働をめざした支援を行っていききたい。
- (2)地域の特別支援教育を推進するため、市町教育委員会に協力し、個別の相談も受けてきた。福祉課の職員や保健師の参加を求めるように提案したり、地区内にいる福祉コーディネーターを紹介したりしてきた。今後は、各市町教育委員会が特別支援教育の専門家を育て、必要に応じて「ひまわり」が協力する体制に移行していくことが望ましいと考えている。
- (3)小・中学校の連携においては、該当校が主体となって、相談や指導、支援会議を主催していくことがよいと考えている。市町教育委員会との連携と同じように、状況に応じて本校が協力する体制にしたい。現実には各学校の窓口は、コーディネーターや管理職、担任等学校の実情に応じている。今後さらに、各校の特別支援教育コーディネーターの資質の向上をめざしてもらい、本校が培ってきた障害のある子の指導法や考え方をこれまで以上に、情報提供していききたいと考えている。
- (4)本県では、小・中・高等学校から3年間、盲聾養護学校に異動することができる研修交流の人事が行われている。本校では、研修交流の教員が元の校種に戻ったときに、特別支援教育を担うことを想定して、校内研修を実施している。本年度は、研修交流の教員の中から1名を「ひまわり」のスタッフとした。今後も互いに顔の見える教員のネットワーク作りを継続していききたい。
- (5)今後は、本校の教育相談の中から得ることができた教材や指導法を整理し、発信する地域の特別支援教育の指導法センターとしての機能も持つよう努力していききたいと考えている。

○通常学級における特別な教育的ニーズを必要とする児童への支援

ー通級指導教室との連携をふまえてー

東京都三鷹市立高山小学校

松本美代子

1. はじめに

36名のクラスを担当している。軽度発達障害のため通級指導教室に通う児童、他に、教科学習や生活指導、また、友達とのコミュニケーションをとる上でも個別に支援が必要な児童が数名いる。一人一人に適した、効果的な支援はないものかと試行錯誤の毎日であるが、担任一人では、行き詰まることが多い。そのため、通級指導学級の先生方やLD巡回指導員の方々にアドバイスをいただくことで、一筋の光を見出すことがしばしばある。

今回は、通級指導教室やLD巡回指導との連携により効果を得た、且つ通常学級の中における一斉授業の中でも可能であると思われる支援について報告をさせていただきたい。

2. 通級指導学級、LD巡回指導員との連携について

(1) 通級指導学級との連携方法について

- ① 在籍学級訪問
 - 指導事項、配慮事項の確認
 - 個別指導計画の共通理解
 - 通級指導担任による在籍学級への出前授業
- ② 在籍学級担任会
 - 情報交換
 - 学習会
- ③ 連絡帳
 - 通級での学習内容について
 - 在籍学級での学習内容について
 - 在籍学級での生活の様子
 - ご家庭での様子

(2) LD巡回指導員との連携について

- ① 学期2回の児童観察
- ② 巡回後の担任との懇談

3. 特別な教育的ニーズを必要とする児童の実態とその対応

(1) 作文

- ① 自分の気持ちを文で表現するのが苦手
→ヒントカードの提示（うれしい、悲しい、おもしろい、ふしぎ、がんばった）
（だれが、どこで、何を、なぜ、どうした、どのように）
- ② だらだら文になってしまう
→文を短く切る
- ③ 書くことが苦手
→付箋を利用して視覚的に捉えさせる

(2) 音読

- ① とばし読み
→切り抜きカードを提供
→あらかじめ文節ごとに線で区切る
→マーカーで印をつける

(3) 計算

- ① ノートがうまくとれずに、計算のミスをしてしまう
→線やマスに配慮したプリントを用意

(4) 社会科（歴史新聞作り）

- ① レイアウトがうまくとれない
→段階別の用紙を用意
- ② 記事にする要点をしぼることができない
→付箋を利用し、何について書くか視覚的に捉えさせる

(5) 日常活動

- ① 注意深く話を聞くことができない
→話すことの項目数を予告する（視覚的に捉えさせるために順番もマグネットで提示）
- ② 友達とのコミュニケーションが不得手なためトラブルが絶えない
→確認カードを提示

4. 今後の課題

- 保護者の理解が得られない場合の保護者への対応
- 保護者の理解が得られない児童への効果的な対応
- 通級指導教室とのより密な連携（教科指導、生活指導）
- 教員の児童理解と指導技術の向上

○「難聴・言語障害通級指導学級の指導」の「通常学級 教科指導」への応用

東京都三鷹市立南浦小学校教諭

草野久美栄

I はじめに

難聴・言語障害通級指導学級担任としての通級児童への関わりと、「特別支援教育委員会」で校内児童への支援を担う一員としての関わり、という二つの側面から特別支援教育を行っている。

本校が教育相談として推進してきた「LD等巡回相談」も11年目を迎えた。特別支援教育の対象として挙げられている特別な教育的ニーズをもつ校内児童について、横断的・縦断的に、実態把握や児童への支援の方法について話し合い、成果と成長を見守ってきた。また一方で、言語障害通級指導学級に軽度発達障害を併せ有する児童の入級が増加し、通級児童への支援も創意工夫を凝らしながら実践を重ねている。そしてそれらの成果は相互に影響を及ぼし合いながら、それぞれの支援が進んでいる。

今回のテーマである教科指導は、自立活動を行う通級指導学級では、主たる指導としては取り上げてはいないが、教科指導のベースになると思われる指導や、教科の補充等、関連する指導を中心に報告する。また、通級児についての在籍学級担任との連携や、校内教育相談（現「特別支援教育委員会」）を通して通常学級担任との連携を通して話し合ってきた中から、授業の中での支援、特に教科指導に関連する支援についても報告したい。

II 個への支援

1. 言語障害通級指導学級の現状

(1) 通級児における「軽度発達障害」または「軽度発達障害傾向」（以下「軽度発達障害等」）のある児童の割合の増加

- ・ 主訴を「コミュニケーション障害」とする軽度発達障害等のある児童の増加
- ・ 「構音障害」等の主訴と共に、軽度発達障害等を合わせ有する児童の増加

(2) 言語障害通級指導学級「教育相談」の相談数の増加と、主訴「軽度発達障害等」の増加

2. 軽度発達障害等の指導に生かせる、難聴・言語障害教育の専門性

(1) 言語的アプローチ（スピーチ、ランゲージ）：聴覚的弁別、音節の分解、抽出、言語理解、言語表出、音韻処理能力、コミュニケーション能力、視覚的情報処理過程（視覚認知、視覚記憶）

(2) 個別のスマールステップ指導：個別の長期目標、短期目標の設定と評価

(3) 個別指導の分析的アプローチ：行動観察、諸検査によるアセスメントと評価

(4) 小集団指導のチームアプローチ：チームティーチング（二者関係から小集団、三者関係へ）

(5) 難聴児への指導方法：視覚情報の提供（聴覚補償）、クローズドの質問（全体把握）、見通し

(6) 言語発達遅滞児への指導方法：音読、文字学習、読解、教科の補充、言語感覚、感覚統合

(7) コミュニケーション障害への指導：共感性等、心理療法的アプローチ

3. 事例 A (軽度発達障害；AD/HD、アスペルガー)

(1)主訴：「発音」・発達面、運動面がゆっくりであることの心配。・誰に相談しても理解されない。

(2)指導経過

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
発音指導	→					
学習障害	□	→				
教科の補充	□	→				
対人・コミュニケーション	→					
感覚統合		□	→			
自己理解		□	→			

発音指導：聴覚的弁別、発話器官の運動機能向上、構音、発話への定着

学習障害への対応：平仮名、片仮名、計算の意味理解、筆算の表記、ローマ字、ワープロ、視写・聴写

教科の補充：音読、九九、漢字、学習言語（社・理）、作文（聞く、話す、読む、書く）、量概念

対人・コミュニケーション：大意をつかむ、スピーチ、（いつ、どこで、なにが、どうした・・・）、振り返り

感覚統合：行動のコントロール、不足する刺激の補充、不器用さへの対応

自己理解：長所、短所の理解、特性の理解、対応スキル、中学校生活に向けて、将来のこと

Ⅲ 学級担任への支援

1. 在籍学級との連携

年度初め在籍学級訪問（引継ぎ、指導の共通理解、配慮事項）・連絡帳（毎回、保護者を含めた3者で）・在籍学級担任会・夏休み在籍学級訪問（個別指導計画共通理解）・行事参観（運動会、発表会、学校公開）・随時訪問及び連絡

2. 通常学級における教科指導

(1)授業の中で

- ・認知特性に応じた支援：得意なことを生かす（「見る」のが得意か「聞く」のが得意か等）

板書したものを読む・テスト問題を読み上げる・漢字にふりがなをふる・図解する・解説する

- ・視覚的教材：聴覚言語性が優位でも、非言語性が優位でも、情報の入力視覚優位。
- ・短い指示、具体的指示から抽象的指示、細かく分けて繰り返し学習：能力に制約ある。
- ・自尊心を高める対応・・・危機管理・苦手なことを強要しない・肯定的対応
- ・日常に役立つこと、将来にも役立つことをしっかり覚えさせる

(2)教科指導の中で

* 個別指導の工夫で応用可能なことを学級指導でも実施

国語：読み（ひと目で見える量の制限）、書き（運動・声・意味付けの併用）、作文（キーワード抽出）

算数：計算と量（具体物での体験、数字と読み方と量の対応、手順の言語化）、図形（言語化）

体育：足踏み、スキップ、ギャロップ、運動を通じた言語学習

音楽：楽器（両方の手を同時に使うこと、順序性のあること）

家庭科：調理（いろいろな感覚刺激の要素が含まれる）

図工：触覚遊び（心地よい刺激から始める）、人物画（自分の体のイメージ）

IV まとめ

1. 授業及び教科学習の支援の質を高めるためには、通常学級担任との遠慮のない連携が必要
言語障害通級指導学級は、在籍学級の集団生活での困り感は顕著ではない児童が多い。そのため、学習の遅れが顕著な児童を除くと、学級担任への連絡や報告は密に取り合っている。授業の中での特別な配慮を依頼することはあまりなかった。しかし、通常学級にいる6%の児童のニーズを考えると、教科指導について学級担任との連携を深めることは、通級児だけの支援に留まることのない特別支援教育の充実につながるということが分かり、積極的に教科指導の支援方法について検討しあう必要性を感じた。

2. 難聴・言語障害教育の専門性は通常学級の軽度発達障害等の教科指導に応用できる

通級指導学級で行う指導を通常学級でどう活用できるかを考える中で、多くの部分に生かせる可能性があることが分かった。これまでの指導実績を振り返り評価することと、困難さの質と量によって手立てを工夫することで更に質の高い支援ができると考えられる。

3. 情緒障害通級指導学級と言語障害通級指導学級のそれぞれの専門性を生かした特色ある指導が必要

言語障害学級は「言語・コミュニケーション」からのアプローチを発展させることによって、それぞれの学級でどういう支援ができるか、どのタイプの児童に有効なのかを更に検討する必要がある。

○通常学級担任への支援における巡回相談員の役割

滋賀県湖南市特別支援教育巡回相談員

松尾玲子

1. 湖南市での巡回相談員の役割

今年度は、保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校を対象に巡回相談を実施している。園内・校内委員会等で支援が必要とされた子どもについての支援や指導のあり方の相談（通常学級担任への教科指導、日常生活での指導、保護者との対応の仕方等）、心理検査の実施、校内委員会や学年会・ケース会議等での事例検討、校内研修での学習会、また保護者からの相談等、それぞれの園や学校のニーズに応じて相談員が訪問している。

相談員は、療育担当の発達相談員、教育委員会からの任用や委嘱による相談員、発達支援室担当者等が、あたっている。一月に一回程度の連絡会を開き、情報の交換や取り組み内容の検討を行っている。

2. 個の理解と担任への支援

(1) 教科学習の中でつまずきの気づき

行動面で目立つタイプに比べて、教科学習の中でつまずきは気づきにくいことがある。が、いかに早く発見し支援をするかが大切である。たとえば、

- ・音読・・・文字や漢字を覚えているか、正しく発音しているか、すらすら読めるか、行をとばしたりしていないか？
- ・視写（板書やドリルなどで）・・・視覚の記憶はどうか、字の形は？大きさは？
- ・聴写（聞いたことを書く）・・・聴覚記憶はどうか、語想起の弱さは？
- ・計算・・・数の概念はどのくらいまで、時間や長さなどの概念は、図形は？単位は？
- ・机の中の整理整頓、ノートを使い方、質問の応答の仕方など

そして、表面にでていいる事象ではなく、何が原因で起こっているかをしっかりとらえることが大切である。

「書けない」の原因が、字を覚えられない、音と文字が一致しない、単語の固まりで覚えられない、視・聴覚の短期記憶が苦手、不器用、行からはみ出す、集中できないなど、原因として考えられることがたくさんあるので、その子の原因が何かを見極め適切な指導ができるように支援する。

(2) 教室の構造化、授業の工夫

教科学習でつまずいている原因がわかり、一人ひとりにあつた支援をしていくうえで、全体への支援としても教室の学習環境を整えることや、授業の工夫が大切である。

たとえば、

- ・前面の黒板や黒板周りは整理できているか。不要な掲示物はないか。
- ・外部からの過度な視・聴覚刺激がないか。
- ・座席の配慮はできているか。いつも教室の机がきちんと並んでいるか。
- ・一日の見通しの持ちやすい工夫はできているか。
- ・授業の流れが、はじめに提示されているか。
- ・板書の工夫。注目できる書き方、不要なものは消す。
- ・教材教具の工夫。具体物や半具体物の利用。など
どんな工夫や配慮をすればよいかを、担任へ支援する。

3. 学級、学年、学校へのコンサルテーション

(1) 学級・・・個別の指導計画を通して

- ・本人、保護者、担任の願いを受け止め、周りの子どもの理解や、関わり方、その子どものクラスでの役割などを具体的に話し合い、支援の必要な子どもがいる学級経営について検討する。
 - ・教科指導については、担任の実態把握の情報を元に、具体的な目標を立て、具体的な支援の方法を検討する。うまくいったこと、うまくいかなかったこと、どちらも大切な手だてにつながるので、評価し次の支援につなげる。
 - ・子どもの実態によって、通級指導教室、医療や福祉等の関係機関との連携が必要となるので、コーディネーターと一緒に、うまく連携ができるように支援する。
- 支援の必要な子どもの個別の指導計画が、幼児期から学齢期に継続され、自立に向けての移行計画につながっていくことが、生涯にわたっての支援となる。

(2) 学年・・・クラスを越えた連携

中学校では、多くの教師が子どもに関わっている。担任がしっかり把握することはもちろんだが、思春期の様々な様子を見せ始める子どもたちを、たくさんの目でみていくこと、それを共有し連携をとっていくことが大切である。学年会を通して、子どもの理解や指導の方法を共通理解していけるよう支援する。

小学校でも、担任一人が抱えることなく、学年やコーディネーター、学校全体での協力ができる体制作りが必要である。

(3) 学校・・・コーディネーターへの支援

- ・特別支援教育に関わる活動の年間計画作成
- ・校内委員会の充実
- ・発達障害の理解、研修の推進
- ・他機関との連携

4. 盲・聾・養護学校（特別支援教育学校）のセンター的役割と今後の課題

(1) 巡回相談員、専門家チーム

- ・地域の特別支援教育の専門家として参加する。

(2) 教育相談

- ・教師、保護者、関係者への相談窓口。

(3) 公開授業、授業研究会

- ・盲・聾・養護学校での公開授業、
年齢や障害に応じた学習の様子、授業案、教材教具など
- ・保育園、幼稚園、小学校、中学校での授業研究会に出席し、助言する

(4) 今後の課題

盲・聾・養護学校の教師は、これまで特殊教育（障害児教育）の専門家として実践してきているが、軽度発達障害の子どもたちとの関わりや、授業の実践、学級経営、進路指導などは、積み上げとしては不十分なところが多いだろう。比較的障害の重い子どもたちに関わってきているため、複数担任制であることも多く、軽度発達障害の子どもたちが一緒に学習や生活を送る通常学級の経営や、教科指導について、専門家として巡回相談がどこまでできるだろうかという現実的な課題がある。先進的に実践をしている学校もあり、センター的役割を担っていくにあたって、体制作りや、研修、実践の積み上げが、必要であるだろう。

平成18年度 国立特殊教育総合研究所セミナーⅠ 資料

発行者 独立行政法人国立特殊教育総合研究所

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1

電話 046-839-6808

FAX 046-839-6919 (総務課), 6916 (会計課), 6915 (研修情報課)

URL <http://www.nise.go.jp/>
